

組合等の施行による土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る証明書交付事務取扱要領

平成11年4月1日施行

平成30年4月1日施行

目次

1 要 領……………1、2ページ

市街地整備課

組合等の施行による土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る証明書交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、個人施行又は組合施行（以下「組合等」という。）の土地区画整理事業（以下「区画整理」という。）及び市街地再開発事業（以下「再開発」という。）に係る資格証明、印鑑証明の事務取扱について、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「資格証明」とは、区画整理においては土地区画整理法第14条第1項の規定、再開発においては都市再開発法第11条第1項の規定により認可を受けた組合であり、市長に届け出た組合であることの証明をいう。
- (2)「印鑑証明」とは、事業を施行する組合より、市長に届け出た理事長の公印であることの証明をいう。

(申請と証明事務)

第3条 前条各号の証明を申請しようとする者は、証明願を市長に2部提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、証明書を交付する。
- 3 前条第1号から第2号の証明書の書式は、別表1に定めるが、この要領施行前に存するもの又は施行後に趣旨が同様のものについては、使用することができる。

(手数料の徴収)

第4条 証明書交付に係る手数料は、千葉県証明等手数料条例第2条の「その他の証明」に定めるところによるものとする。

(手数料の免除)

第5条 手数料の免除の取扱いについては、千葉県証明等手数料条例施行規則（以下施行規則）第2条の規定による。また、施行規則第2条第12号の規定により、市長が特に必要があると認めるものは、組合等が証明を受けようとするときとする。

別表 1

各種の証明願

名称	様式番号
資格証明願	様式1-1号、様式1-2号 様式1-3号、様式1-4号
印鑑証明願	様式2-1号、様式2-2号

付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。